資料１－３

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律
政令・規則の具体的な内容（案）について①
（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律①）

令和８年11月25日

個人情報保護委員会事務局

今回の検討項目

- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十六号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「改正法」という。）の内容（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律、不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律）のうち、**下記の項目に係る政令・規則の具体的な内容**を検討する。
- 他の項目やガイドライン等については今後の委員会において順次検討する。

検討項目

1. 適正なデータ利活用の推進

① 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規律
（取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い等）

2. リスクに適切に対応した規律

① 子供の個人情報の取扱いに関する規律

② 顔特徴データ等に関する規律

１－①　取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い

1－① 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い

個人情報の目的外利用、要配慮個人情報(*1)の取得及び個人データの第三者提供(*2)について、**次のいずれかに該当する場合**には、あらかじめ本人の同意を得ないで実施可能

（改正法第18条第3項第7号、第20条第2項第7号、第27条第1項第8号）

*1　信仰・病歴・犯罪歴など、差別につながり得る個人情報
*2　外国にある第三者に対する提供を含む。

①本人との契約のため必要やむを得ないことが明らかである場合

※法律上に規定されているもの

想定事例１【ホテル予約】

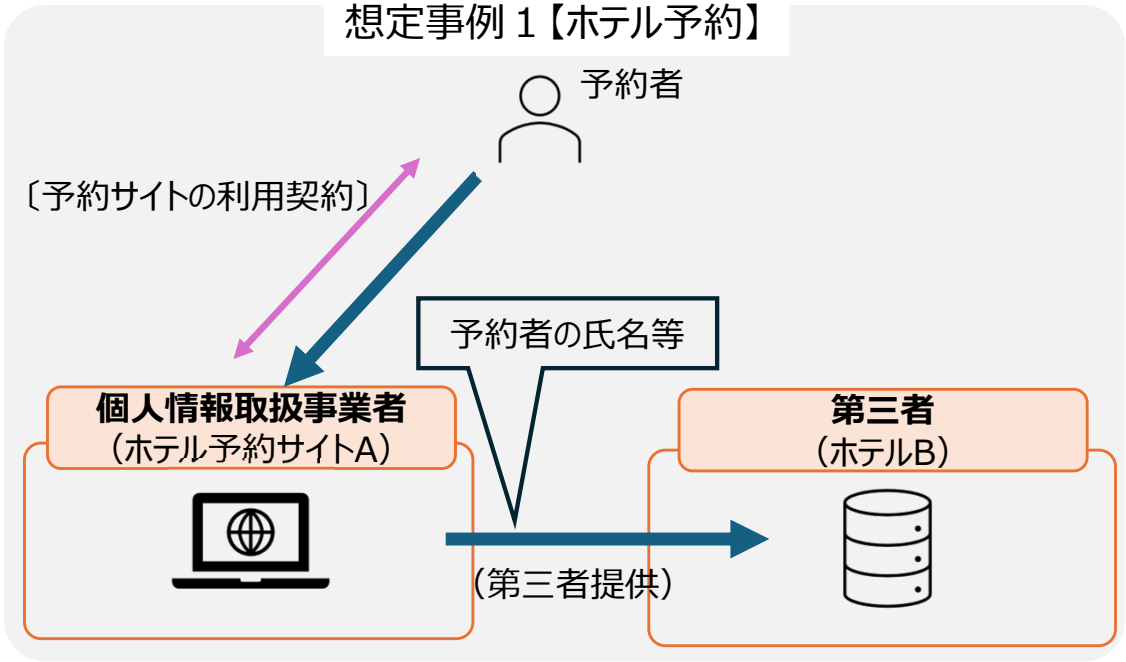

想定事例２【海外送金】

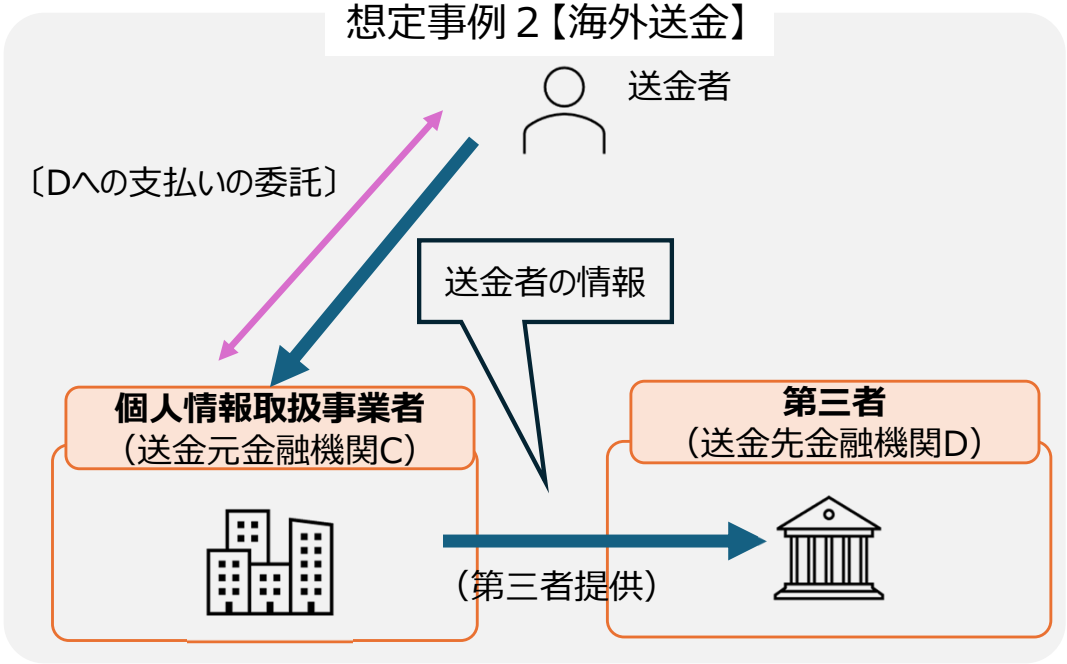

②取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合

⇒上記②の具体的な場合は **規則委任事項**

1－①　規則の具体的な内容

論点１　「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか。

→下記の類型を規定する。

① 本人との間の契約の締結（当該本人が当該契約を締結しようとしていることが明らかな場合に限る。）のために必要やむを得ないことが明らかである場合
② 第三者との間の契約（その内容その他の状況からみて本人の意思に反しないため当該本人の権利利益を害しないことが明らかなものに限る。）の締結又は履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合
③ 本取扱いに該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

備考

- 本人が個人データの第三者提供等に同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、本人にとって不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明であるかどうかに着目し、必要最小限の類型を限定的に列挙する形で規定するもの。
- 上記①及び②は目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制及び第三者提供規制の全てについて規定することを想定している。また、要配慮個人情報の第三者提供があった場合には提供先が当該要配慮個人情報を取得することになることを踏まえ、付随的に、要配慮個人情報取得規制について上記③を規定することを想定している。
- 「必要やむを得ないことが明らかである場合」の解釈や類型ごとの具体例は、サービス提供の実態も考慮した上で、ガイドライン等で示す。その際には、本人の予見可能性にも着目する。
- 施行後に事例を積み上げる中で必要が生ずれば規定内容を見直すこともあり得る。

論点２　本人が16歳未満の子供の場合について、どのような場合を規定すべきか。

→論点１と同じ場合を規定する(*)。

*　本人が16歳未満の子供の場合については、改正法第40条の２第１項により、「取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」と読み替えられることも踏まえ規定することを想定している。

２－①　子供の個人情報の取扱いに関する規律

2－① 子供の個人情報の取扱いに関する規律

16歳未満の本人及びその法定代理人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求可能

（改正法第35条第9項、同条第10項）

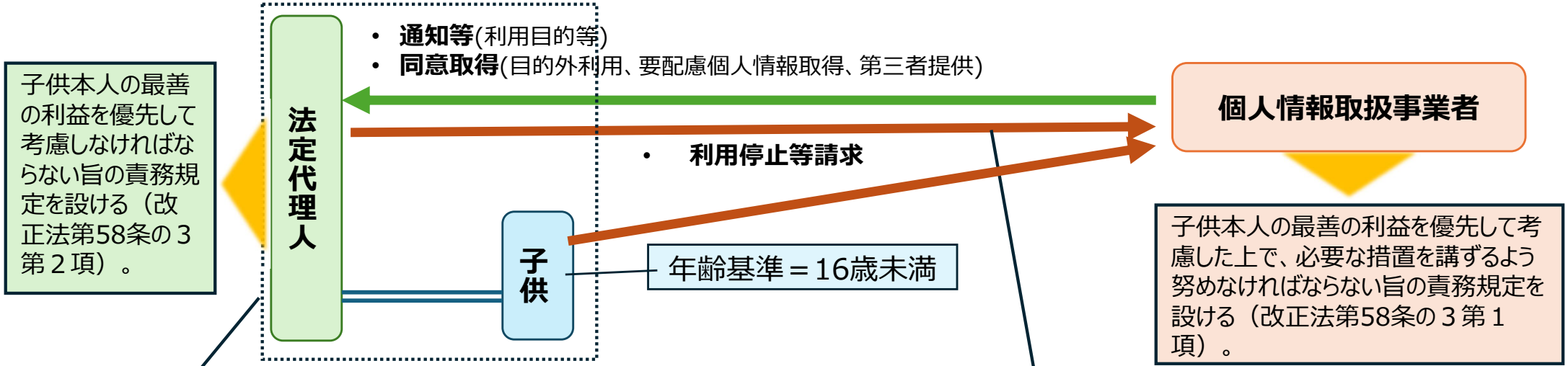

読替規定（改正法第40条の２）

同意取得や通知等の対象を法定代理人と読み替える(*)。

例外（第１項各号、第２項各号）

・16歳未満であることを知らないことについて正当な理由がある場合
・法定代理人が許可した本人の営業に関して個人情報を取得した場合
・法定代理人がない又はそのように信ずるに足りる相当な理由がある場合

利用停止等請求（改正法第35条第９項、第10項）

違法行為の有無等を問わない利用停止等請求を可能とする。

例外（第９項各号）

以下のものを含む12類型が規定されている。

・法定代理人の同意を得て取得した場合（第１号）
・人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合（第３号）
・子供本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他**取得の状況からみて子供本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として規則で定める場合**（第８号）
・法定代理人や公的機関、学術研究機関等、報道機関等その他**規則で定める者**により公開されていたものである場合（第９号）
・**法律上の11類型の例外に準ずるものとして政令で定める場合**（第12号）

＊ 読替後の各規定における政令・規則委任事項についても必要に応じて整備する。

２－①　政令・規則の具体的な内容

論点１　利用停止等請求の例外事由としての「取得の状況からみて16歳未満の本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか（改正法第35条第９項第８号関係）。

→１－①　論点２（P４）と同じ場合を規定する。

論点２　利用停止等請求の例外事由としての公開情報に係る例外について、公開主体としてどのような者を規定すべきか（改正法第35条第９項第９号関係）。

→下記の主体を規定する。

① 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
② 外国において学術研究機関等に相当する者
③ 外国において報道機関等（現行の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「現行法」という。）第57条第１項各号に掲げる者）に相当する者

備考

- 現行の規則における同じ趣旨の規定（要配慮個人情報取得規制に係る例外事由のうち公開情報に係るもの（現行法第20条第２項第７号）の委任を受けた現行の規則第６条）に規定されている公開主体と同じ者を規定するもの。

論点３　法律で規定された利用停止等請求の11類型の例外事由に対して、更に例外事由を追加的に規定すべき場合があるか（改正法第35条第９項第12号関係）。

→追加的な例外事由は規定しない。

２－②　顔特徴データ等に関する規律

2－② 顔特徴データ等に関する規律

- 特定生体個人情報を取り扱うに当たって、あらかじめ一定の事項を本人に周知することを義務化
- 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報が取り扱われているときは、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求可能

（改正法第21条の2、第35条第7項、同条第8項）

特定生体個人情報の定義（改正法第16条第５項）

特定生体個人識別符号（＝個人識別符号のうち、**①特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができ、かつ、②取得されていることを本人が容易に認識することができない、身体的特徴に係る情報として政令で定めるもの**を変換したもの）が含まれる個人情報

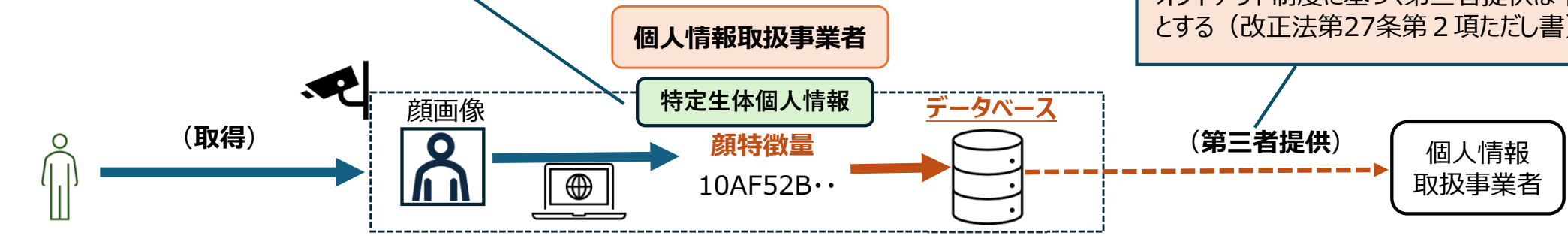

オプトアウト制度に基づく第三者提供は不可とする（改正法第27条第２項ただし書）。

周知義務（改正法第21条の２）

- 特定生体個人情報を取り扱うに当たって、事前の周知を義務付ける。
- 周知事項として、法律上の5類型（利用目的、利用停止等請求の手続等）に加えて、**個人の権利利益を保護するために必要なものとして規則で定める事項**が規定されている（第１項各号）。
- **周知方法（「本人に通知」する方法及び「本人が容易に知り得る状態に置」く方法）を規則で定める**こととされている（第１項柱書）。

例外（第２項各号）

以下のものを含む４類型が規定されている。

・周知により本人等の権利利益又は個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれがある場合（第１号、第２号）
・法律上の３類型の例外に準ずるものとして政令で定める場合(第４号)

利用停止等請求（改正法第35条第７項、第８項）

違法行為等の有無を問わず可能とする。

例外（第７項各号）

以下のものを含む10類型が規定されている。

・本人の同意を得て取得等した場合（第１号、第２号）
・人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合（第４号）
・本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他**取得等の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として規則で定める場合**（第９号）
・法律上の９類型の例外に準ずるものとして政令で定める場合(第10号)

２－②　政令・規則の具体的な内容

論点１　本規律の適用対象となる「特定生体個人情報」に係る「特定生体個人識別符号」として、どの個人識別符号を対象とすべきか（改正法第16条第５項関係）。

→顔特徴データ（現行の政令第１条第１号ロ）のみを対象とする。

備考

- 規制は必要と認められる限度において行うものである中で、今後の技術進展等に応じて必要が生ずれば対象を見直すことを前提として、あくまで現在の技術に照らし、本人が関知しないうちに容易に（それゆえ大量に）入手することができるがゆえに、半永久的・網羅的な本人の行動の追跡につながるリスクが高い個人識別符号かどうかに着目して、規定するもの。
- 本人が関知しないうちに容易に入手できるかどうかについては、取得可能な距離、取得時の環境（人混み、雑音等）からの影響の受けやすさ、一度に取得できる情報の量等も考慮した。

2－② 政令・規則の具体的な内容

論点２－１ どのような周知方法を周知義務に関して規定すべきか（改正法第21条の２第１項関係）。

→下記のいずれかの方法とすることを規定する。

① 電磁的記録の提供、書面の交付その他の適切かつ合理的な方法による本人(*)への通知
② 顔画像等（特定生体個人識別符号に変換される身体の一部の特徴に係る情報）の撮影等（本人からの直接取得）に先立って本人(*)が来訪することが想定される場所における、本人(*)の目に付きやすい形での掲示
③ 例外的な方法（以下のa.又はb.に掲げる場合で、なおかつ、上記①及び②のいずれも困難な場合に限る。）
  a. 人の生命、身体又は財産の保護のために特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合
    →本人(*)が周知事項を容易に認識できる適切かつ合理的な方法により周知する。
  b. 本人が16歳未満の子供である場合であって、法定代理人に付き添われることなく本人が来訪することが想定される場所において、事業者が自ら顔画像等の撮影等を行うとき。
    →顔画像等の撮影等に先立って、本人の法定代理人が周知事項を認識するのに必要な期間をおいて、本人の法定代理人が周知事項を容易に認識できる適切かつ合理的な方法により周知する。

＊ 本人が16歳未満の子供である場合にあっては、本人の法定代理人

備考

- 本人が、時間的にもその手段においても容易に知ることができる周知方法を規定するもの。原則として、より透明性の高い上記①又は上記②の方法による周知を求めることとする。なお、上記②に該当する方法として、例えば、カメラを設置する店舗の入口に掲示する方法等を想定している。また、当該入口の掲示にQRコード等を含む形で掲載した上で、詳細な周知事項についてWebサイトに掲載する方法も許容することを想定している。
- 上記③は、上記①又は上記②の方法による周知が困難である場合の例外的な対応について規定するもの。上記③a. は、元々取得されていた顔画像等から、災害時等の行方不明者の捜索や犯罪被害防止の目的で、照合用データベースに登録する顔特徴データを抽出する場合等が想定され、このような場合に限り、 Webサイトに透明性高く掲載する方法（例：ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所に掲載する方法）等も許容することとしている（詳細はガイドライン等で示すことを想定している。なお、上記③a.については緊急の必要性が認められ得ること等を踏まえ、周知期間は不要としている。）。
- 上記③b.は、本人が16歳未満の子供である場合の例外的な対応について規定するもの。
- なお、上記③a.に記載の目的以外の目的のために、上記①又は上記②の方法による周知が困難な態様で、顔特徴データを取り扱う具体的な必要性・ニーズが認められた場合には、規定内容を見直すこともあり得る。

２－② 政令・規則の具体的な内容

論点２－２ どのような周知事項を周知義務に関して規定すべきか（改正法第21条の２第１項関係）。

→以下の事項を規定する。

① 特定生体個人情報を取り扱うことの必要性その他の事情を勘案して特定生体個人情報を取り扱うことが相当であると認められる理由
② 特定生体個人情報の取扱いの方法
③ 特定生体個人情報を取り扱う期間
④ 特定生体個人情報（個人データに含まれるものに限る。）の安全管理のために講じた措置（周知により当該特定生体個人情報の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
⑤ 違法行為等の有無を問わない利用停止等請求（改正法第35条第７項）に応じること。
⑥ 特定生体個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
⑦ 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先(*)

＊ 認定個人情報保護団体の対象事業者である場合のみ

備考

- 法定事項（事業者の名称等、取扱いの事実、利用目的、顔特徴データ等に変換される情報の内容、開示請求等に応じる手続）のほかに、本人の不安感の緩和につながる事項や本人がいかなる対応を取るべきかの検討に資する事項を規定するもの。
- 上記①の「その他の事情」については、例えば、運用基準（登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等）、他の事業者への提供（委託、共同利用等）、安全管理措置、権利利益侵害を防止するための技術的措置等が考えられる。また、上記②については、例えば、顔識別機能付きカメラシステムによりどのようなことが行われているか一見して分かるような図も用いて記載することが考えられる。これらの点は、ガイドライン等で示すことを想定している。

２－②　政令・規則の具体的な内容

論点３　法律で規定された、利用目的等の周知義務が不要となる３類型の例外事由に対して、更に追加的に規定すべき例外事由があるか（改正法第21条の２第２項第４号関係）。

→追加的な例外事由は規定しない。

備考

- 本人への顔認証サービスの提供のみが目的である場合や、統計分析のみが目的である場合等についても、周知義務の対象となるが、例えば、顔認証サービスの登録に際してあらかじめ適切に本人への通知を行い、周知義務を履行した場合には、認証の度に当該本人に対する周知を行う必要はない。この点は、ガイドライン等で示すことを想定している。

論点４　利用停止等請求の例外事由としての「当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号の作成の状況又は当該特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか（改正法第35条第７項第９号関係）。

→１－①　論点１（Ｐ４）と同じ場合を規定する。

論点５　法律で規定された利用停止等請求の９類型の例外事由に対して、更に例外事由を追加的に規定すべき場合があるか（改正法第35条第７項第10号関係）。

→追加的な例外事由は規定しない。

備考

- 本人への顔認証サービスの提供のみが目的である場合や、統計分析のみが目的である場合等についても、利用停止等請求の対象となるが、例えば、あらかじめ本人の同意を得た上で取得した顔特徴データを取り扱う場合や、本人との契約に基づき顔認証サービスを提供するために必要不可欠な範囲で顔特徴データを取り扱う場合は、利用停止等請求の例外となる（改正法第35条第７項第１号、第２号及び第９号）。この点は、ガイドライン等で示すことを想定している。